

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年8月28日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
議会事務局	平成21年7月15日

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

- (1) 指摘事項

該当事項なし

- (2) 指導注意事項

旅費について

旅費について、自家用車公務使用申請書が提出されておらず、駐車料金の領収書等も保管されていないものがあった。

- (3) 検討指示事項

該当事項なし